

令和2年5月13日

銚田市立小中学校保護者 殿

銚田市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業中の分散登校について

保護者の皆様におかれましては、4月13日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきまして御理解と御協力をいただきありがとうございます。

小中学校においては、県立学校と同様に5月31日(日)まで臨時休業としておりましたが、茨城県より「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業に係る学校再開の基本的な考え方」が示されました。

本市においては、この学校再開の基本的な考え方に基づき、県内の新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、6月からの学校再開に向けて、各小中学校において可能な限り感染症対策を行った上で、下記により分散登校を実施することといたしました。

保護者の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

なお、5月の分散登校については、登校しない場合も欠席扱いとはならないことを申し添えます。

記

- 1 期 日 令和2年5月18日(月)～5月29日(金)
- 2 日程及び方法 各学校から示されます。
- 3 持参物 ○連絡帳 ○健康観察カード ○シューズ ○休業中に学習した課題
○その他各学校から示されたもの
- 4 登校について
 - 登校予定日の朝検温し、発熱等の症状がある場合は登校自粛をお願いします。その場合、学校への連絡をお願いします。
 - 臨時休業中の登校日であるため、登校しなくても差し支えありません。その場合欠席とはなりません。
- 5 学校で行う感染症対策
 - ① 学校での登校時、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底します。
 - ② 多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒します。
 - ③ 児童生徒や教職員がマスクを着用します。
 - ④ 教室における3つの密を可能な限り避けます。
 - ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行います。
 - ・座席の配置を工夫し、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し(おおむね1～2メートル)、対面とならないような形とします。
- 6 その他
 - 分散登校を実施するため、学校全体で計画されていた家庭訪問は実施しません。登校しなかった児童生徒の家庭のみ、課題配付のための家庭訪問を行います。
 - 6月の学校再開後当初は、分散登校による授業実施を予定しています。
 - 小中学校には、国から4月、5月に1枚ずつ布製マスクの配付が予定されております。(4月分は配付済み)分散登校の際に受け取ってください。
 - 各小学校には、銚田着物リフォームクラブの御協力により、銚田市から布製マスクが配付されておりますので、分散登校の際に受け取ってください。
 - 各小中学校では、キッチンペーパーを活用したマスクが用意されております。マスクを準備できなかった児童生徒については、学校に申し出て御活用ください。
 - 5月中に実施される分散登校では、給食は実施されません。